



宮 崎 県 公 報

平成29年7月3日(月曜日) 第 2908 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

公 告

- 県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定の申請の申請の公表……………(都市計画課) 1
- 宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続

の公表……………(建築住宅課) 2

人事委員会公告

- 平成29年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び平成29年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施…………… 4
- 平成29年度警察官B(男性)採用共同試験及び警察官B(女性)採用試験の実施…………… 4

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4

公 告

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2及び都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園(同条例第9条第1項に規定する有料公園施設を除く。以下同じ。)及び宮崎県総合文化公園(以下「都市公園等」という。)の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成29年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

	名 称	所 在 地	設 置 目 的
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎県宮崎市青島2丁目	熱帯植物、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設
	宮崎県総合運動公園	宮崎県宮崎市大字熊野	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供するための施設
2	県立平和台公園	宮崎県宮崎市下北方町	いのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクリエーションや休養の場を提供するための施設
	宮崎県総合文化公園	宮崎県宮崎市船塚3丁目	
3	特別史跡公園西都原古墳群	宮崎県西都市大字三宅	

- 2 指定期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務
 - (1) 都市公園等の利用に関する業務
 - (2) 都市公園等(附属設備を含む。)の維持及び保全に関する業務
 - (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発及び企画に関する業務
 - (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の6、都市公園条例施行規則(昭和61年宮崎県規則第13号)第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則(平成17年宮崎県規則第79号)第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
 - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
 - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
 - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

(4) 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市公園等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部都市計画課都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7193

イ 宮崎県宮崎土木事務所河川砂防・都市公園課都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-0805 電話番号 0985 (26) 7289

ウ 宮崎県西都土木事務所総務課管理担当 宮崎県西都市大字三宅字下鶴 9451 郵便番号 881-0005 電話番号 0983 (43) 2221

(2) 配布期間 平成 29 年 7 月 3 日から平成 29 年 9 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成 29 年 8 月 18 日から平成 29 年 9 月 4 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部都市計画課都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7193

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第 25 号）第 75 条の規定により、宮崎県営住宅の指定管理者の指定の申請の手続について、次のとおり公表する。

平成 29 年 7 月 3 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として管理を行うものとする。

る。

(1) 名称及び所在地

	名 称	所 在 地
1	県営小戸団地	宮崎市鶴島 3 丁目 159 番地
2	県営鶴ノ島団地	宮崎市鶴島 2 丁目 15 番 6 号
3	県営青葉団地	宮崎市吉村町境目甲 1488 番地 1
4	県営東町団地	宮崎市中村東 1 丁目 6 番 40 号
5	県営出来島団地	宮崎市出来島町 54 番地
6	県営大塚 A 団地	宮崎市大塚町地蔵田 4651 番地
7	県営大塚 B 団地	宮崎市大塚町馬場崎 3563 番地
8	県営大塚 C 団地	宮崎市大塚町乱橋 4512 番地
9	県営生目団地	宮崎市大字跡江 3601 番地
10	県営花ヶ島団地	宮崎市大字芳土 933 番地
11	県営平和ヶ丘団地	宮崎市平和が丘西町 25 番地
12	県営大塚台団地	宮崎市大塚台西 1 丁目 39 番地 1
13	県営大塚台西団地	宮崎市大塚台西 3 丁目 27 番地 1
14	県営源藤団地	宮崎市源藤町原田 318 番地 1
15	県営神宮駅東団地	宮崎市花ヶ島町大原 2337 番地
16	県営池内団地	宮崎市池内町 999 番地
17	県営花ヶ島東団地	宮崎市大字芳土 1077 番地 1
18	県営江南団地	宮崎市大坪西 2 丁目 16 番
19	県営住吉北団地	宮崎市大字島之内 11000 番地
20	県営生目台東団地	宮崎市生目台東 3 丁目 19 番地 1
21	県営生目台西団地	宮崎市生目台西 2 丁目 4 番地 1
22	県営学園木花台団地	宮崎市学園木花台北 3 丁目 1 番地
23	県営本郷南団地	宮崎市大字本郷南方 4023 番地
24	県営生目台北団地	宮崎市生目台西 2 丁目 5 番地 1
25	県営横小路団地	宮崎市清武町木原 5331 番地 1
26	県営新川団地	宮崎市清武町船引 633 番地 6
27	県営光町団地	宮崎市田野町乙 9519 番地 3
28	県営松小路 A 団地	宮崎市佐土原町下田島 9526 番地 2
29	県営広瀬台団地	宮崎市佐土原町下田島 20510 番地 23
30	県営ひかりヶ丘 C 団地	宮崎市佐土原町下田島 20444 番地 5
31	県営平部ヶ下団地	日南市大字星倉 4840 番地 3
32	県営寺田団地	日南市吾田西 2 丁目 4 番 3
33	県営見法寺団地	日南市梅ヶ浜 1 丁目 3 番
34	県営益安団地	日南市大字益安 759 番地
35	県営馬越団地	日南市吾田東 6 丁目 4 番
36	県営瀬貝団地	日南市瀬貝 1 丁目 5 番 24 号
37	県営栄松団地	日南市南郷町中村乙 7051 番地 2 22
38	県営目井津ヶ丘団地	日南市南郷町西町 1 番地 4
39	県営新開団地	日南市南郷町中村乙 7101 番地 2 91
40	県営西小路団地	串間市大字西方 8441 番地 1
41	県営上浜田団地	串間市大字西方 8323 番地
42	県営みどりヶ丘団地	串間市大字西方 8256 番地 2
43	県営ひばりヶ丘団地	串間市大字西方 9035 番地 3
44	県営千町団地	都城市千町 5271 番地
45	県営年見団地	都城市年見町 25 号 4 番地

46	県営南畑団地	都城市郡元町3244番地 8	<p>の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>2 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。</p> <p>3 指定管理者の業務 (1) 県営住宅の入居及び明渡しの手続に関する業務 (2) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務 (3) 県営住宅等の維持及び保全に関する業務 (4) その他県営住宅等の管理に関して知事が必要と認める業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第78条及び宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）第47条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格 (1) 下表の土木事務所管内のいずれかに本店等を、各土木事務所管内に支店等を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。 宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所、西都土木事務所 (2) 指定管理者として次の業務を適正に実施できる体制が確保できること。 ア 本店等の事務所が行う県及び都城市との窓口業務、財務事務の総括及び支店等の指導等の業務 イ 支店等の事務所が行う県営住宅及び都城市営住宅等の管理等の業務 (3) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。 (4) 宮崎県又は都城市が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。 (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過した者であること。 (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。 (7) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。 (8) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。 (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準 (1) 住民の平等な利用が確保されること。 (2) 事業計画書の内容が、県営住宅等の効用を最大限に発揮する</p>
47	県営一万城南団地	都城市上長飯町5111番地	
48	県営早水団地	都城市早水町3886番地 1	
49	県営一万城B団地	都城市一万城町 105号 4 番地 1	
50	県営都北団地	都城市都北町 917番地	
51	県営北原団地	都城市北原町30街区19号	
52	県営川東団地	都城市下川東 2 丁目3372番地	
53	県営都原団地	都城市都原町7248番地 2	
54	県営一万城北団地	都城市一万城町5008番地	
55	県営花木団地	都城市山之口町花木2427番地 3	
56	県営松川団地	都城市高城町大井手 547番地	
57	県営榎堀団地	北諸県郡三股町大字樺山4672番地	
58	県営沖水原A団地	北諸県郡三股町大字樺山4958番地	
59	県営沖水原B団地	北諸県郡三股町大字樺山4852番地 6	
60	県営堅田原団地	小林市真方1054番地 1	
61	県営上原団地	小林市水流迫 657番地 2	
62	県営南小林原団地	小林市真方 438番地 3	
63	県営城山団地	小林市細野2991番地 5	
64	県営三松団地	小林市堤3130番地 1	
65	県営堤団地	小林市堤3005番地15	
66	県営京町団地	えびの市大字向江 545番地 1	
67	県営柳水流団地	えびの市大字浦1613番地 5	
68	県営永山団地	えびの市大字栗下1168番地 8	
69	県営原の坊団地	東諸県郡国富町大字本庄1972番地	
70	県営犬熊団地	東諸県郡国富町大字本庄2700番地 5	
71	県営向陽団地	東諸県郡国富町大字宮王丸 599番地 2	
72	県営石貫団地	西都市大字三宅4422番地 1	
73	県営久保鶴団地	西都市大字三宅 168番地 4	
74	県営東平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1895番地	
75	県営平原団地	児湯郡高鍋町大字上江1838番地 1	
76	県営下屋敷団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋3176番地 1	
77	県営畑田団地	児湯郡高鍋町大字北高鍋65番地 9	
78	県営持田団地	児湯郡高鍋町大字持田3232番地	
79	県営三納代団地	児湯郡新富町大字三納代1869番地 1	
80	県営天井丸団地	児湯郡新富町大字上富田3672番地	
81	県営新田麓団地	児湯郡新富町大字新田7045番地 2	
82	県営番野地団地	児湯郡川南町大字川南 23541番地	
83	県営都農団地	児湯郡都農町大字川北4929番地 3	

(2) 設置目的 健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活

ことができるものであること。

- (3) 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 地域への貢献等が図られているものであること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県営住宅及び都城市営住宅等指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営住宅及び都城市営住宅等指定管理候補者共同選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196

都城市土木部建築課住宅担当 宮崎県都城市姫城町 6 街区21 号 郵便番号 885-0073 電話番号0986 (23) 3105

- (2) 配布期間 平成29年7月3日から平成29年9月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 提出期間 平成29年8月28日から平成29年9月4日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7196

都城市土木部建築課住宅担当 宮崎県都城市姫城町 6 街区21 号 郵便番号 885-0073 電話番号0986 (23) 3105

12 その他

- (1) 指定管理者の指定手続に関する詳細は、募集要領による。
- (2) 宮崎県と都城市は、同一の募集要領により共同で指定管理者の募集を行い、宮崎県と都城市の双方が指定した同一の指定管理者が上記 1 (1)に掲げる県営住宅及び都城市営住宅等の管理を行う。

人事委員会公告

平成29年度宮崎県職員採用試験（高等学校卒業程度）及び平成29年度宮崎県臨床検査技師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年7月3日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

平成29年度警察官B（男性）採用共同試験及び警察官B（女性）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表

する。

平成29年7月3日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第19号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成29年7月3日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	平成29年9月25日（月）から10月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	平成29年8月14日（月）から同月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙によ

り納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--